

令和6年12月



# お知らせ版

## 刈羽村商工会

TEL : 0257-45-2386

FAX : 0257-45-2985

Email : [kariwaci@kisnet.or.jp](mailto:kariwaci@kisnet.or.jp)

公式ホームページ

<https://www.kariwa-ci.or.jp/>

### 今月の主な行事

	内容等	会場等
6日(金)	女性部忘年会	一休庵
9日(月)	青年部忘年会	荒木屋
11日(水)	県連巡回指導	刈羽村産業会館
16日(月)	伴走型小規模事業者支援推進事業に関する研修会	新潟市 県商工会館
17日(火)	第5回理事会、行政懇談会	荒木屋
27日(金)	仕事納め(年末年始休業1月5日(日)まで)	—

### 《新春講演会及び会員新年会開催のご案内》

今年度の新春講演会及び会員新年会を下記の通り開催します。会員の皆様におかれましては、新年のご多用な時期ではございますが、ぜひ、ご参加ください。なお、予約制での開催となりますので、お早めにお申し込みください。

#### 1. 新春講演会

- (1) 日時 令和7年1月18日(土) 15:00~16:30
- (2) 会場 刈羽村生涯学習センター ラピカ 文化ホール
- (3) 講師 <sup>かどくら たかし</sup> 門倉 貴史 氏 (エコノミスト、BRICs経済研究所代表)
- (4) テーマ 「物価高時代を生き抜く資産運用術  
～経済・エネルギーの将来展望を踏まえて～」
- (5) 定員 定員300名  
※定員になり次第締切となります。
- (6) 受講料 無料



#### 2. 会員新年会

- (1) 日時 令和7年1月18日(土) 17:15～  
新春講演会終了後
- (2) 会場 荒木屋 (下高町)
- (3) 参加費 お一人様 3,000円  
※商工会員のみ参加可。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

#### 3. お申込み・お問合せ

同封の参加申込書により、令和6年12月18日(水)までに商工会へお申込みください  
刈羽村商工会 (TEL 0257-45-2386、FAX 0257-45-2985)

## 《刈羽村商工会 年末年始休業のお知らせ》

商工会では年末年始の業務を次の通り休業させていただきます。ご不便をお掛けしますが、よろしくお祈りいたします。

★休業日 12月28日(土)～明年1月5日(日)

## 《 地域振興委員会／刈羽村文化祭出店のご報告 》

11月2日に開催されました刈羽村文化祭に地域振興委員会(小林紀昭委員長)にて、出店協力を行いました。文化祭は二日間開催されましたが出店は11月2日(土)に行い、会員事業所の皆様のご協力により地域産品を活用した商品(豆腐・厚揚げ、地酒、米粉のシフォンケーキ、さざえのオイル漬けなど)を販売しました。当日は、あいにくの雨模様でしたが、お昼時には大勢の皆様に来場いただき、商工会と地域事業者のPRを行いました。



## 《 女性部視察研修のご報告 》

いつも商工会女性部の活動にご理解ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。去る10月19日(土)に女性部視察研修として南魚沼市および十日町方面に行ってまいりました。

当日は産業会館に集合し、9時30分に清津峡溪谷トンネル着。午前中の早い時間でさほど混みあってはいなかったが、後から団体客や外国人観光客が入ってくるなど混雑し始めていました。アート作品と自然の融合をうまく観光化し周辺のお店も賑わっていました。

昼食後、奥清津発電所オッキーミュージアムに到着。発電所所長様より自然の地形を利用したダム施設の構造についてご説明いただきました。施設内に移動し、揚水発電の仕組みや特徴について地図模型や映像を交えてお聞きした後、建設時に作られたトンネルの中を通り、水が通過している水路の一部を見学しました。

研修最後に苗場ドラゴンドラから紅葉を楽しむ予定でしたが、紅葉の見ごろには少し早く、さらに雨が降り出してしまいました。しかしロープウェイから水力発電に使用されている水路を目視することができました。

今回、電力発電の仕組みについて視野を広げることができ、また地域観光のアイデア等について考察し、有意義な視察研修となりました。



## 《新潟県アンテナショップ販促事業のお知らせ》

商工会では、経営発達支援事業の一環として、小規模事業者等を対象に販路拡大支援を行っています。この度、下記の通り東京都の新潟県アンテナショップへの出店事業を計画しておりますので、ご希望の方はお申込みください。

- 日 時 令和7年2月12日（水）～2月17日（月）原則、5日間の出店となります。
- 会 場 ブリッジにいがた  
〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-6-5 だいし東京ビル1階
- お申込み・お問合せ  
刈羽村商工会 Tel 0257-45-2386 へ申込みください。

※出店に伴う費用等の出店条件は個別に説明いたします。

## 《新潟県の最低賃金が改正されています》

新潟県の最低賃金が10月より改正されております。ご確認をお願いいたします。

	旧 時間額	新 時間額	効力発生 年月日
新潟県内の事業場で働く すべての労働者	931円	<b>985円</b>	令和6年 10月 1日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	965円	<b>1,005円</b>	令和5年 12月27日
各種商品小売業 (衣食住にわたる商品を小売する 百貨店、総合スーパー等)	931円	<b>985円</b>	令和6年 10月 1日
自動車(新車)、 自動車部分品・附属品 小売業	961円	<b>997円</b>	令和5年 12月30日

※次の賃金は対象になりません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

## 《無料法律相談会のお知らせ》

新潟県商工会連合会では、経営改善普及事業の一環として、小規模事業者等を対象に嘱託専門指導員による指導を実施しております。この度、下記の通り当商工会で無料法律相談会が開催されますので、ご利用ください。なお、相談は無料ですが事前の申し込みが必要ですので、お申し込みの際は商工会へご連絡ください。

- 期 日 : 令和7年1月27日（月） 10:00～12:00  
(相談時間は、1組 30分までとさせていただきます。)
- 会 場 : 刈羽村産業会館 会議室
- お問合せ等 : 刈羽村商工会 Tel 0257-45-2386 へ申込みください。
- 相談員 : 高橋 信行 弁護士

## 《創業相談会（12月開催）のお知らせ》

新潟県商工会連合会では、創業を予定している方や創業して間もない方を対象に、「創業相談会」を毎月開催しております。創業計画や開業資金などの創業に関する様々な問題についてのご相談に対応しておりますのでご活用ください。12月開催は以下の日程となっております。

- ◆新潟県商工会館（新潟県庁近く）：10日（火）、24日（火）
- ◆長岡支所（長岡インター近く）：3日（火）、17日（火）
- ◆時間：各相談日とも午前10時から正午までのうち、お1人様1時間程度。
- ◆申込：事前にお電話で各会場にご予約ください。
- ◆新潟県商工会連合会 広域指導センター ☎025-283-1311（新潟市中央区新光町7-2）
- 〃 長岡支所 ☎0258-21-0688（長岡市新産2-1-4 長岡新産管理センタービル）

## お子さまの教育資金を「国の教育ローン」（日本政策金融公庫）がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】お子さま1人あたり**350万円以内**

【金利】年2.25% 固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」、「交通遺児家庭」、「世帯年収200万円（所得132万円）以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得356万円）以内の方」は年1.85%

（令和5年10月2日現在）

【ご返済期間】**18年以内**

【お使いみち】入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

【保証】（公財）教育資金融資保証基金（連帯保証人による保証も可能）

詳しくは、HP（「国の教育ローン」で検索）または教育ローンコールセンター（0570-008656（ナビダイヤル）または（03）5321-8656）までお問い合わせください。



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

**1 経営者のための退職金制度**

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能  
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

**2 掛金は全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。  
共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

**3 受取時も税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】平日9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック  
24時間いつでもチャットで質問可能です  
小規模企業共済